

新しい「服装のきまり」について

新しい「服装のきまり」についてお知らせ致します。昨年の生徒アンケート、保護者アンケートをもとに変更しました。

なお、当面、「体育、部活動のある日のジャージ・体育着登校を可」とします。

「服装のきまり」 原則：学習の場にふさわしい服装。

1 上原中学校の正装（入学式時、卒業式時の服装）

- ①標準服のブレザー
- ②白色のYシャツかブラウス
- ③指定のネクタイかリボン
- ④指定のスラックスかスカート
- ⑤靴下。くるぶしを隠すもの。色は白・黒・紺・灰・茶等の単色無地で、ワンポイントまで可。
- ⑥指定の上履き（校舎内）、体育館履き（体育館）
- ⑦防寒着（ベスト・セーター・カーディガン）は着用しない。

2 普段の学校生活の服装

- ①標準服
天気等に合わせ、個人で組み合わせる。スカートかスラックス、Yシャツ・ブラウスは半袖か長袖か、またはポロシャツか、ネクタイ・リボンの着用または未着用、等。衣替えは行わない。
- ②ポロシャツ
白か紺。単色無地。ワンポイントまで可。
- ③標準服の下に着る防寒着
ベスト、セーター、カーディガンは可、フード付きは不可。
ジャージの下に着る防寒着としてトレーナーは可。フード付きは不可。
- ④スカートの丈は膝が隠れる程度、スラックスの丈はくるぶしが隠れる程度。
- ⑤色の指定
ベスト、セーター、カーディガン、トレーナー、ベルト、髪ゴムについて色は黒・紺・茶・灰・白等の単色無地。ワンポイントまで可。

3 他の持ち物（着用を認め、形・色・柄・素材を問わないもの）

外靴、カバン、コート・ジャンパー類などの防寒着、マフラー・ネックウォーマー、帽子・耳当てなど

※冬季授業中のひざかけの使用は可。色柄素材は問わないが、頭からかぶったり、体に巻いたりしない。

4 頭髪

清潔をこころがける。

5 禁止事項

- ① 化粧
- ② アクセサリー
- ③ 髪を染めること・パーマなどの加工をすること

その他

- ① 行事や体育・技術等の実技教科の時は担当教員の指示に従う。
- ② 学習の場にふさわしくないとされるものについては声をかけ、ご家庭と相談する場合があります。